

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 3 8 号
件 名	違法な負担金事業を黙殺する「原発村社会的会議」の田辺新前総務常任委員長について
要 旨	<p>陳情第 58 号，負担金事業「新潟東港横土居地域対策協議会」の総務常任委員会審査の途中(平成 23 年 3 月 15 日，午前 10 時 58 分)，議事進行をつかさどる田辺新前委員長は正当理由なく会議の休憩を宜し，「休憩中なので委員の皆さんにお諮りしますが，……所管には参考意見を尋ねているもので，決して調査はできないのであって……あくまでも困窮させることはしないように，委員の皆さんよろしく御協力願います」(要約)と発言して活発な討議を中断させ，不正をただす委員発言を戒めるものである。</p> <p>陳情審議の負担金事業の要点は，「不適切，違法な公金支出」「横土居地域・住民を区別」，以上のとおり，公共性，公益性に疑義を有した一住民の告発事案である。</p> <p>一般市民の監視には限界があるが，執行機関に対して調査権を有し，監視任務が課せられている議会に真相の究明と意見表明を求めた陳情を，あえてあいまいもこの審議結果に誘導した田辺新前委員長の運営支配は，その究極的目的が執行部組織の擁護であり，田辺新議員自身の政治的利益を図った行為と考察する。</p> <p>ゆえ，次記の新潟市議会基本条例に違背し，議員報酬年間 1,200 万円を詐取するに等しく軽蔑に値する。</p> <p>新潟市議会基本条例の理念(抜粋要約)。</p> <p>主権者である市民と自治体が信頼関係を築き，議会への参画保障とそれらの権利を明確にし，持てる監視機能，調査機能を十分に駆使して，第 17 条，「市の事務に関する調査を行い」，自由闊達な議論と討議を行う。</p> <p>議員は高い倫理性を確立し，議長等は中立，公平な議会運営を行う。</p>
付 託 年月日 委員会	平成 23 年 12 月 7 日 議会運営委員会
受 理	平成 23 年 12 月 2 日 第 4 9 6 号